［条を削る。］

［条を削る。］

（運行供用制限命令に係る文書の記載事項）

第四条　［略］

（運行供用制限命令に係る標章の様式）

第五条　法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第三号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続）

第六条　法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第四号の申告書を提出して行うものとする。

（聴聞の手続）

第七条　［略］

（保管場所標章の表示の方法）

第七条　法第六条第二項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の規定による保管場所標章の表示は、当該保管場所標章を当該自動車の後面ガラスに、当該保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいようにはり付けることにより行わなければならない。ただし、当該自動車に後面ガラスがない場合、当該自動車の後面ガラスにはり付けた場合において保管場所標章に表示された事項を後方から見ることが困難であるときその他保管場所標章を当該自動車の後面ガラスにはり付けることが適当と認められない場合にあっては、当該自動車の車体の左側面に保管場所標章に表示された事項が見やすいようにはり付けることにより行わなければならない。

（保管場所標章の再交付）

第八条　法第六条第三項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面の部分が取り除かれた場合

二　保管場所標章のはり付けが不完全になった場合

三　前二号に掲げるもののほか、再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

2　法第六条第三項の規定による保管場所標章の再交付の申請は、申請書二通を提出して行うものとする。

3　第四条第二項の規定は、前項の規定により保管場所標章の再交付の申請を受けた警察署長について準用する。この場合において、第四条第二項中「当該自動車の」とあるのは「当該保管場所標章の再交付を受けることとなる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、当該自動車の」と読み替えるものとする。

4　第二項の申請書及び前項において準用する第四条第二項の通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る文書の記載事項）

第九条　［同上］

（運行供用制限命令に係る標章の様式）

第十条　法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第七号のとおりとする。

（運行供用制限命令に係る自動車の保管場所確保の申告の手続）

第十一条　法第九条第三項の規定による申告は、別記様式第八号の申告書を提出して行うものとする。

（聴聞の手続）

第十二条　［同上］